

平成 2 8 年 度

經 營 政 策 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

経営政策部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成28年8月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

経営政策部	経営企画課	平成28年9月26日	午後1時15分から
〃	財政課	平成28年9月26日	午後2時45分から
〃	情報政策課	平成28年9月26日	午後4時から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、経営政策部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「平成27年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【経営企画課】

【財政課】

【情報政策課】

なし

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施関連（予定）調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手受払状況」

17 「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成28年8月31日現在における経営政策部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、経営企画課のみが所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

経営政策部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

経営企画課	事務事業	N T T用地の活用については、旅館、旅行会社、メディア等の観光や文化財、市民と連携する中で検討していただき、これを踏まえて、用地取得についても、市民に十分な説明を行い、理解を得られる中で、取り組まれない。
財 政 課	事務事業	特になし
情報政策課	事務事業	特になし

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成27年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【経営企画課】

《指摘要望事項①》

ミズベリング構想の石和温泉地域における誘客拠点施設整備については、市民や多方面からの意見を取り入れ、具体的な整備内容を検討し、用地取得についても慎重に審議し進めていただきたい。

《対応措置の内容》

平成27年9月定例議会でのN T T用地購入予算の否決を踏まえ、誘客拠点施設整備については建設を進めることは困難であると判断いたしました。しかし、N T T用地は石和温泉に近い立地にあり、観光拠点・市民の憩いの場・道路整備・駐車場など、さまざまな活用策が考えられる経済発展の拠点となる有効な土地であることから、誘客拠点施設については白紙となりましたが、N T T用地については再度市民アンケートに基づく活用例案を作成し、市民説明会等において利活用について検討してきました。その後、平成28年3月議会において再度N T T用地取得議案について議会審議しましたが承認を得ることは出来ませんでした。

今後は、市民の皆様からいただいたアイデアに基づき作成しました具体的活用例案を検討資料としながら、議員・市民の皆様、有識者や一般市民等が委員として参加しています検討会議等において、将来の笛吹市の活性化に大いに寄与する活用策をしっかりと検討し、素案ができた時点で再度市民の皆様に必要な説明を尽くしながら用地取得についてご理解いただけるよう取り組んでいきます。

【財政課】

《指摘要望事項①》

公共施設適正配置(再配置)について、市民や区の意見を聞きながら、計画を策定すること。

《対応措置の内容》

「公共施設の再配置整備計画」につきましては、現時点ではまだ事業決定はされておられません。

現在は、笛吹市公共施設等総合管理計画を策定中であり、この計画は、今後の各施設の個別計画(「公共施設再配置整備計画」)の指針となるものです。

この計画は、平成 25 年 10 月に策定した「笛吹市公共施設白書」の現状と課題及び平成 26 年 4 月の総務省からの全国の地方公共団体に対する「公共施設等総合管理計画」の策定要請により事業決定したものです。

策定にあたっては、今後の公共施設のあり方を検討していくための市民アンケートを実施するとともに、学識経験者、関係機関の代表(連合区長会等)、公募市民 19 名にて構成する笛吹市行政改革推進委員会に調査、審議を行っていただきながら進めております。

また、素案が出来た時点で広く市民の声を聞くためのパブリックコメントも実施いたします。

なお、「公共施設の再配置整備計画」を策定する場合についても、公共施設等総合管理計画の策定時同様に区、市民の意見を聞きながら策定を進めて参ります。

【情報政策課】

《指摘要望事項①》

マイナンバー制度の導入について、関係機関と協力する中で、セキュリティ対策の一層の強化に取り組むこと。

《対応措置の内容》

■国が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」で求められる対策を行います。

- ①個人番号を扱う住民情報系システムの徹底分離(情報の持出し不可設定や端末への二要素認証の導入等)
- ②総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用する業務システムの環境と、web 閲覧やインターネットメールなどを利用する環境のリスク分断
- ③都道府県ごとにインターネット接続口を集約した上で、高度なセキュリティ対策の構築

■市の情報セキュリティポリシー等に基づき、情報セキュリティ対策の一層の向上に努めていきます。

- ・情報セキュリティ対策に係る組織体制
- ・緊急事案に係る統一的な窓口及び対応手順の整備
- ・最新の技術及び情報等に関する研修・セミナー等への担当職員の参加
- ・情報セキュリティに関する職員研修
- ・緊急時を想定した訓練の実施
- ・アクセス制御及び不正プログラム対策
- ・情報セキュリティ監査 など

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項(指定事項調書)については、本年度はなかった。